

平成 21 年 9 月 29 日

各 位

国際金融公社  
株式会社大和証券グループ本社

## マイクロファイナンス・ボンド発行のお知らせ

～ 債券投資を通じて開発途上国における貧困問題の解決に寄与～

このたび、大和証券グループおよび国際金融公社は、国際金融公社のグローバル・メディアム・ターム・ノート・プログラムに基づく、同公社のマイクロファイナンス関連事業に必要な資金を調達するための債券(マイクロファイナンス・ボンド)の発行予定についてお知らせいたします。世界銀行グループのメンバーである国際金融公社は、貧困削減と人々の生活水準向上に役立つことを使命として、経済開発に寄与する多様な方策を提供しています。

マイクロファイナンス・ボンドの発行および販売は今回が初めてとなりますが、その売出を大和証券グループのホールセール会社である大和証券エスエムビーシー株式会社が代行し、大和証券株式会社が日本の個人投資家、ならびに法人投資家に販売いたします。本マイクロファイナンス・ボンドは 2009 年 11 月の発行が予定されています。

### 国際金融公社のマイクロファイナンス・ボンドの概要

国際金融公社は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下、「ムーディーズ」という)およびスタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス(以下、「S&P」という)の格付機関からそれぞれ Aaa/AAA の格付を付与されています。マイクロファイナンス・ボンドは、国際金融公社により発行され、発行通貨はオーストラリア・ドルおよび/またはニュージーランド・ドルが予定されています。国際金融公社は、本債券によって調達した資金の少なくとも同額を、マイクロファイナンス事業をサポートするための投融資に使用する予定です。

## 債券投資を通じて開発途上国における貧困問題の解決に寄与

いま、世界の人口の5人に2人にあたる28億人が1日2ドル未満で生活しており、うち12億人が1ドル未満での生活を強いられているといわれています。その結果、開発途上国では、毎日33,000人の子どもが命を失い、毎分1人以上の女性が出産で命を落としています。貧困はまた、1億人以上の子どもたちから学校に通う機会を奪っています。

こうした現状を改善するため、貧困層に対して小規模金融サービスを提供し経済的自立を促す社会的事業を行っているのがマイクロファイナンス機関です。1970年代にアジアや南米の一部の国で登場したマイクロファイナンス機関の事業は年を追うごとに世界各地に広がりを見せ、持続可能な開発プログラムとして大きな注目を集めるに至っています。

貧困削減と人々の生活水準の向上に役立つことを使命とする国際金融公社は、これらマイクロファイナンス機関への投融資によりマイクロファイナンス事業をサポートするために年間数億米ドルを供与する予定です。日本におけるマイクロファイナンス・ボンドの発行により調達された資金は、主としてこれらの事業をサポートするために活用される予定であり、最終的に開発途上国の貧困層の経済的自立に寄与することが期待されます。日本の投資家は、マイクロファイナンス・ボンドへの投資を通じて貧困削減への取り組みに間接的に貢献することになります。

以上

### 国際金融公社について

国際金融公社は、世界銀行グループのメンバーであり、貧困削減と人々の生活水準の向上に役立つことを使命としています。同公社は、民間セクターの発展のサポート、民間資金の動員、並びに企業や政府に対する助言やリスク管理サービス業務を行うことにより、開発途上国経済の持続的発展を促進することに力を注いでいます。同公社の2009年度における新規投資総額は145億ドルであり、金融危機においても重要な役割を果たしています。詳細については、[www.ifc.org](http://www.ifc.org)をご覧ください。

国際金融公社は、民間部門の発展を促進して開発途上加盟国の更なる経済的成長を促すために1956年に設立された国際機関です。同公社は、国際復興開発銀行および国際開発協会（世界銀行と総称される）、多数国間投資保証機関および投資紛争解決国際センターを含む世界銀行グループに属しています。

## 【手数料等およびリスクについて】

### 手数料等の諸費用について

- ・ 債券をお買い付けいただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・ 外貨建債券につきましては、外国証券取引口座設定申込書を取りかわし、口座管理料[通常、年間3,150円(税込)]を別途お支払いいただく必要がございます。

### ご投資にあたってのリスク等

- ・ 債券の価格は金利変動等により上下しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割込むことがあります。
- ・ 外貨建て債券は、円換算した価値が、利金・償還金として支払われる外貨の円に対する為替水準により上下しますので、これにより投資元本を割込むことがあります。
- ・ 債券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割込むことがあります。

### ご投資にあたっての留意点

- ・ 商品毎に手数料など諸費用およびリスク等は異なりますので、契約締結前交付書面、目論見書等をよくお読み下さい。

商号等：大和証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会：日本証券業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、

社団法人金融先物取引業協会

**大和証券**  
Daiwa Securities

## 広告等における表示事項

(金融商品取引法第37条に基づく表示事項)

本書面と一緒にご提供いたします各資料に記載した情報に基づき弊社とお取引いただく場合は、次の事項に十分ご注意ください。

- ・ お取引にあたっては、商品の購入対価の他に、個々のお取引ごとに、あらかじめお客様と弊社との間で決定した売買手数料<sup>(注)</sup>をいただきます。また、購入対価に含まれる場合や手数料をいただかないお取引もありますので、お取引の都度、ご確認ください。なお、非居住者のお客様につきましては、有価証券をお預かりする場合には、最大で1年間に2百万円(税込)の常任代理人手数料をいただく場合があります。
- ・ デリバティブ取引や信用取引等の場合、あらかじめお客様と弊社との間で決定した担保や委託保証金を差し入れていただく場合があります。その場合、お取引の額は、通常、差し入れていただいた担保や委託保証金の額を上回ります。
- ・ 金利水準、為替相場、株式相場、不動産相場、商品相場等の変動に伴い、金融商品の市場価格が変動すること等によって、損失が生じるおそれがあります。また、お取引の内容によっては、損失の額が差し入れていただいた担保や委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- ・ 弊社がご案内する店頭デリバティブ取引の売付け価格等と買付け価格等には差がある場合があります。
- ・ 金融商品の経理、税務処理については、事前に監査法人等の専門家に十分にご確認ください。

(注)売買手数料の額は、その時々々の市場状況や個々のお取引の内容等に応じて、お客様と弊社との間で決定しますので、本書面上にその額をあらかじめ記載することはできません。

なお、実際のお取引にあたっては、必ず契約締結前交付書面等をよくお読みになり、お客様のご判断と責任に基づいてご契約ください。

商号等： 大和証券エスエムビーシー株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第109号

加入協会：日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会

**大和証券SMBC**  
Daiwa Securities SMBC